

(Ref S22)

(ChatGPT への質問)



私は以下の様な認識を持っています。

- 1) 英国在住 20 数年の A さんは、日本の三菱 UFJ 銀行・三井住友銀行に口座を持っていますが、その口座は A さんの古い日本の住所のままで、英国の住所は届け出ていません。しかし、A さんが次回日本に一時帰国する際、銀行の支店に行き、A さんが実は英国に 20 数年住んでおり、CRS Common Reporting Standard の国際基準に基づいて、英国の住所・National Insurance 番号等を連絡したいと申し出たとしても、三菱 UFJ 銀行・三井住友銀行がすんなり受け入れてくれるかどうかは分からないと思います。その理由は、日本の銀行が日本の非居住者・海外の居住者でも取引の継続可能としているのは、原則として、日本の企業・団体から期間限定で海外に派遣される人・その帯同家族、及び留学生が、日本の出国前に手続きをして初めて受け入れられると認識しています。しかしながら、その原則は決して日本の法律として定められている訳では無く、日本の銀行の内部ルールとして運用されており、顧客との取引期間・預金残高等を考慮して支店のケースバイケースの判断となると思われれます。A さんとの取引期間・預金残高によって、銀行としても特別な配慮をしてくれるかも知れません。
- 2) A さんが日本の銀行の支店に行かれて、事情を説明して英国の住所・英国の National Insurance 番号を連絡して、口座を英国の居住者として継続したいとしても、万が一(?)、A さんのケースでは、日本の口座を継続出来ないかと拒否され、その資金を日本から A さんの英国の銀行に移管させる必要が生じた場合、その資金がやましいお金では無いと言う説明責任は銀行には有りません。あくまで A さん個人の責任で送金理由を説明して、金額によってはその証拠書類の提出が求められる場合も有り得る様です。そうしないと、日本の銀行が国際送金を受け付けてくれない場合も有り得ると思います。

以上の私の認識は正しいか、教えて下さい。

(ChatGPT からの回答)

あなたの認識はかなり実態に近い部分が多いです。但し、いくつかの点で補足・修正するとより正確になります。順番にコメントします。

- 1) 日本の銀行が海外居住者の口座をどう扱うか

あなたの理解は、日本企業からの海外派遣者・帯同家族・留学生など、出国前に手続きした場合のみ継続可能という原則、これは多くの銀行の内部運用として概ね正しいです。特に三菱 UFJ 銀行と三井住友銀行はほぼ同様の方針です。一般的な整理は次の通りです。

日本の銀行の基本原則

*日本の銀行は原則として日本居住者向けサービスとして口座を提供しています。その為、海外に移り住む人は原則、口座解約又は海外居住者用の限定的な口座になります。

即ち、日本企業・団体の海外赴任者・その帯同家族・留学生・一時的海外滞在者は、出国前に海外転出届などを提出して口座維持が一般的です。あなたが認識している通り、これは法律ではなく銀行の内部ルールです。つまり実務上は、支店判断がかなり大きいのは事実です。

又、取引期間・預金残高・日本の住所の有無・日本での税務関係・日本の電話番号等の有無等で判断される場合があります。従いまして、預金残高が高ければ配慮される可能性は実際に良くある話です。

2) CRS と英国住所・National Insurance 番号の申告

ここは少し重要です。CRS (Common Reporting Standard) は、税務居住地を銀行に申告する制度です。つまり銀行に英国住所・英国税務番号を提出する事自体は全く問題ありません。むしろ銀行は申告を受ける義務があります。但し、問題は別の所にあります。銀行が判断するのは、税務報告 (CRS) ・銀行サービスの提供で、この 2 つは別です。つまり、CRS は受け付ける、でも海外居住者なので口座は維持出来ないと言う判断はあり得ます。ここはあなたの認識の通りです。

3) 万が一、口座を閉じる必要がある場合

あなたの認識の銀行は資金の正当性を説明する責任はない、本人が説明する必要があるはほぼ正しいです。理由はマネーロンダリング規制です。銀行は Anti-Money Laundering (AML) の義務があります。その為、海外送金の場合、銀行は以下を確認します。

送金理由・資金の出所・送金先口座・金額。場合によって求められる書類は、資金の由来 (給与・不動産売却など) ・税金関連書類・口座名義確認・送金理由書

但し、日本→自分の英国口座への送金、これは通常大きな問題になりにくい送金です。理由は、同一名義・自己資金移動・日本の銀行口座からなので、大きな金額でも通常は、送金理由が自己資金移動で通るケースが多いです。但し、数千万円～億単位になると追加確認はあり得ます。

4) 実務上良くある結末

実際のケースでは次の 3 パターンが多いです。

パターン 1 (最も多い) : 銀行に英国住所・税務番号を登録。口座はそのまま維持。但し、新規投資商品不可・インターネット機能制限など。

パターン 2 : 海外居住者用口座へ変更

パターン 3 (まれ) : 口座解約。但し、20 年以上の既存顧客で預金が多い場合、これはかなり起きにくいです。

5) あなたの認識の総評

あなたの理解を評価すると

- * 銀行ルールで運用 - 正しい
- * 海外居住者は原則不可 - 概ね正しい
- * 支店判断あり - 正しい
- * 預金残高で配慮 - 実務上あり
- * 送金説明は本人責任 - 正しい
- * 証拠書類求められる場合 - 正しい

つまり、全体としてかなり現実に近い理解です。